

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分
発行年月日 通信日付印	確定印	申告年月日 年 月 日			
所在地 本県が支店等の場合は本店所在地と併記	(電話)	この申告の基 法人税の平成 年 月 日	の修正・更正・決定・再更正による。		
(ふりがな) 解散 法人名	従前の 事業種目	資本金の額 又は出資金の額	(円)		
(ふりがな) 清算人 自署押印	資本金等の額	(円)			
経理責任者 自署押印					

受付印

平成 年 月 日

石川県 金沢県税事務所長 殿

※処理事項

所在地 (電話)

(ふりがな) 解散法人名

(ふりがな) 清算人自署押印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 事業年度分 の 道府県民税 申告書

摘要	課税標準	税率(100)	税額
所得金額総額 <32>			
年400万円以下の金額 <33>			
年400万円を超え年800万円以下の金額 <34>			
年800万円を超える金額 <35>			
計 <33>+<34>+<35> <36>			
軽減税率不適用法人の金額 <37>			
付加価値総額 <38>			
付加価値額 <39>			
収入金額総額 <40>			
収入金額 <41>			
合計事業税額 <36>+<39>+<41>又は<37>+<39>+<41>			<42>
既に納付の確定した当期分の事業税額			<43>
既に納付の確定した当期分の残余財産の一部の分配又は引渡しに係る事業税額			<44>
この申告により納付すべき事業税額 <42>-<43>-<44>			<45>
<45>の内訳			
所得割 <46>	付加価値割 <47>		
収入割 <48>			

(使用秘匿金額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	<1>	(円)
法人税法第68条(同法第144条を含む)の規定による所得税額の控除額	<2>	
法人税法第69条の規定による外国法人税の額の控除額	<3>	
当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの際のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額	<4>	
還付法人税額等の控除額	<5>	
課税標準となる法人税額	<6>	
$\frac{\langle 1 \rangle + \langle 2 \rangle + \langle 3 \rangle + \langle 4 \rangle - \langle 5 \rangle}{100}$	<7>	
2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	<8>	
法人税割額 ($\langle 6 \rangle$ 又は $\langle 7 \rangle \times \frac{100}{100}$)	<9>	
外国の法人税等の額の控除額	<10>	
利子割額の控除額 (控除した金額 <30>)	<11>	
差引法人税割額 $\langle 8 \rangle - \langle 9 \rangle - \langle 10 \rangle$	<12>	
既に納付の確定した当期分の法人税割額	<13>	
当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの際のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額	<14>	
$\langle 13 \rangle \times \frac{100}{100}$	<15>	
この申告により納付すべき法人税割額 $\langle 11 \rangle - \langle 12 \rangle - \langle 14 \rangle$	<16>	
均等割額	<17>	
既に納付の確定した当期分の均等割額	<18>	
この申告により納付すべき均等割額 $\langle 17 \rangle - \langle 18 \rangle$	<19>	
この申告により納付すべき道府県民税額 $\langle 15 \rangle + \langle 19 \rangle$	<20>	
東場京合都の申の告計す算る	<21>	
特別区分の課税標準額	<22>	
同上に対する税額 $\langle 21 \rangle \times \frac{100}{100}$	<23>	
市町村分の課税標準額	<24>	
同上に対する税額 $\langle 23 \rangle \times \frac{100}{100}$	<25>	
東場京合都の申の告計す算る	<26>	
<13>のうち特別区分	<27>	
同上に対する税額 $\langle 25 \rangle \times \frac{100}{100}$	<28>	
<13>のうち市町村分	<29>	
同上に対する税額 $\langle 27 \rangle \times \frac{100}{100}$	<30>	
利子割額 (控除されるべき額)	<31>	
控除した額 ($\langle 8 \rangle - \langle 9 \rangle$ と<29>のうち少ない額)	<32>	
控除することができなかった金額 $\langle 29 \rangle - \langle 30 \rangle$	<33>	

摘要	課税標準	税率(100)	税額
<51> 所得割に係る 地方法人特別税額			
収入割に係る 地方法人特別税額 <50>			
合計地方法人特別税額 ($\langle 49 \rangle + \langle 50 \rangle$)			<51>
既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額			<52>
既に納付の確定した当期分の残余財産の一部の分配又は引渡しに係る地方法人特別税額			<53>
この申告により納付すべき地方法人特別税額 $\langle 51 \rangle - \langle 52 \rangle - \langle 53 \rangle$			<54>
所得金額の計算			
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(31))			<55>
損金の額に算入した所得税額			<56>
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額			<57>
仮計 $\langle 55 \rangle + \langle 56 \rangle - \langle 57 \rangle$			<58>
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額			<59>
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額			<60>
所得金額差引計 $\langle 58 \rangle - \langle 59 \rangle - \langle 60 \rangle$			<61>
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			<62>

当期において残余財産の一部の分配又は引渡しをした日

平成 年 月 日

法人税の申告書の種類 青色・その他

備考

親与税理士
署名押印

(事業税)

(地方法人特別税)

第8号様式記載要領

- 1 この申告書は、平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除く。以下この記載要領において同じ。）をした法人がその清算中に事業年度が終了し、法人税の申告書に基づいて道府県民税の申告（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この記載要領において「平成22年旧地方税法」という。）第53条第5項の規定による申告）をする場合並びに事業年度の付加価値額、所得又は収入金額を解散をしていない法人の各事業年度の付加価値額、所得又は収入金額とみなして事業税を平成22年旧地方税法第72条の29の規定による申告）する場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する場合は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。
- 5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 6 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額<1>」の欄は、法人税の申告書（別表20(1)の「納付すべき人税額(10)」の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額）を記載し、括弧内には同表の土地譲渡利益金額に対する法人税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。
- 7 事業税の所得金額総額<32>の欄は、法第72条の41の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第61条の規定の適用を受ける法人、同法第67条の14第1項の規定の適用を受ける法人又は同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人にあっては第6号様式別表5の「所得金額再差引計<27>」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「所得金額差引計<61>」の欄の金額を記載すること。
- 8 事業税の「付加価値額総額<38>」の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額<10>」の欄の金額を記載すること。
- 9 地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額<49>」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計<36>」又は「軽減税率不適用法人の金額<37>」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計<5>」又は「軽減税率不適用法人の金額又は清算所得金額<6>」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。
- 10 地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額<50>」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額<41>」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額<8>」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 11 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額<62>」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。